

**2020年度「認定実務実習指導薬剤師」の養成・更新のための
DVD講習会開催のご案内**

下記の日程により認定実務実習指導薬剤師に関するDVD講習会を開催いたします。該当する方は下記に示す条件等をご確認の上、受講していただきますようお願い申し上げます。

開催日時：2020年6月28日（日）

13：00～17：00 新規申請者（講座①, ②, ③及び成果報告書作成）

14：00～15：00 更新申請者（講座④（講座②と同じ内容））

会 場：富山電気ビル2F 202号室

会 費：1,000円

参加申込：下記の参加申込書を事務局へFAXにてお送り下さい。

FAX：076-442-3308 提出期限：5月29日（金）

※2020（令和元）年4月に養成WSを修了し、養成DVD講習会（講座①, ②, ③）を受講していない方は、受講していただきますようお願いいたします。

1) 認定実務実習指導薬剤師になるための認定要件

認定要件は、次の通りです（詳細は、日本薬剤師研修センターのホームページを参照のこと）

①薬剤師実務経験5年以上、申請時で薬局・病院勤務3年以上継続

②認定実務実習指導薬剤師養成講習会（養成DVD講習会 講座①, ②, ③）を受講済み

③認定実務実習指導薬剤師養成ワークショップ（養成WS）を修了していること

また、DVD講習会や養成WSを受講できる資格は以下の通りです。

薬剤師実務経験5年以上（6年制卒業薬剤師は3年以上）、受講時点で勤務3年以上継続し、かつ現に病院・薬局に勤務している者であること。

※2019（平成31）年3月31日までに交付された養成WS修了証および受講証（講座ア・イ・ウ・オ・カ）は、2021年4月1日以降無効となり、認定申請に使用できなくなります。すでに養成WS修了証および受講証をお持ちの方は、速やかに申請ください。

2) 更新申請に際して満たすべき条件

①6年間の認定期間中に、実務実習生の指導実績が1例以上あること。ただし、指導実績がない場合は、ない理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を記載した書類を提出すること。（それに基づき認定実務実習指導薬剤師認定委員会が個別に審査する。）

②勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。

ア 現に実務に従事していること。

イ 6年間の認定期間中のいずれかの時点で3年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること。

ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局に勤務していること。

③更新講習を受講していること。

※更新講習を受講できるのは、認定開始から5年以上経過した方ですので、今回は、認定期限が、2021年6月27日までの方が受講できます。

3) 更新に係る特例等

①上記「更新の条件」の①のただし書きにより書類を提出した者であって、個別審査によって更新された者は、更新後の6年間の認定期間中に指導実績がない場合、その次の更新申請をすることができない。

②認定期間終了時に更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常更新がなされたとした場合の起算日とする。

認定実務実習指導薬剤師更新講習会（6月28日開催） 参加申込書

申込講座 ①②③ ・ ④ （どちらかに○をつけてください）

氏 名 _____

薬剤師名簿登録番号 _____

勤務先名称 _____

FAX：076-442-3308 提出期限：5月29日（金）